

資料

## 農家レストランに係る国家戦略特区の全国展開について

---

令和元年11月25日

農林水産省

# 1. 農家レストランに係る国家戦略特区の全国展開について

- 農家レストランについては、国家戦略特区において、6次産業化を推進し、農家所得の増大等を図る観点から、地域において生産した農産物を使用する等一定の要件を満たすものについては、これを農業用施設とみなして農用地区域に設置することを可能とする特例を措置。（平成26年4月1日施行）
- 今般、活用事例について検証を行った結果を踏まえ、全国展開を検討。

## 国家戦略特区

### 要件

- 農業者が設置・管理
- 自己の農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる（重量又は金額ベースで過半使用）材料として提供するレストラン

### 要件・効果の検証

- 国家戦略特区において、開店後1年を経過している7店舗について、要件・効果を検証

#### ①要件の検証

- ・自己及び地域の農産物の使用割合は、概ね要件を満たしている
- ・周辺の土地利用への支障や乱開発のおそれがないことを確認

#### ②効果の検証

- ・自己又は地域の農業や雇用への波及効果がみられた

## 全国展開

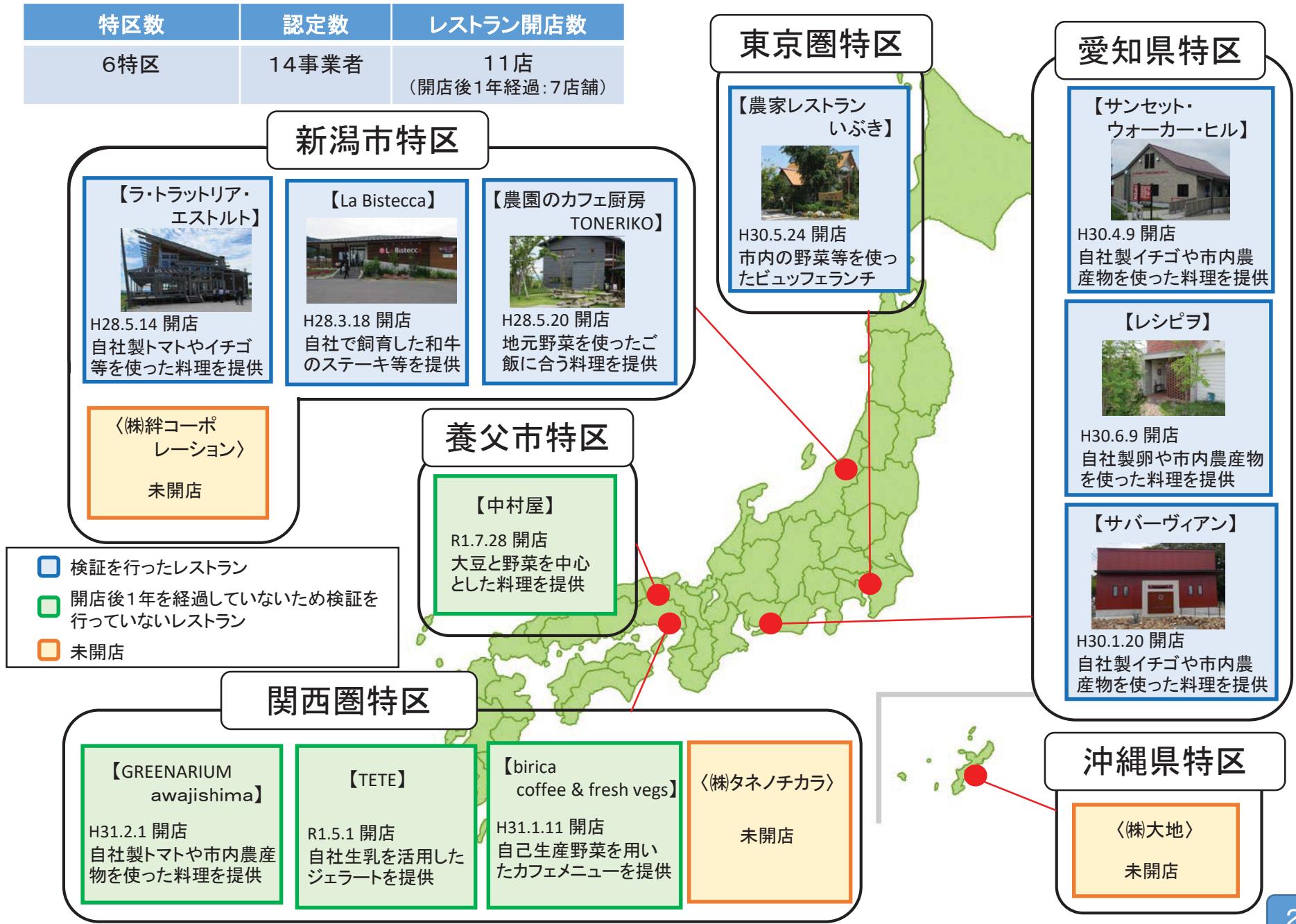
### 要件

- 国家戦略特区と同じ

### 今後の検討方向

- 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）を改正し、農業用施設として位置付けることを検討。  
(併せて、加工・販売施設に附帯するイートインスペースについても、農業用施設としての位置付けの明確化を検討。)

## 2. 農家レストランの設置状況



## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

平成27年1月30日  
閣議決定

### 6 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

#### (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。

なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。